

No. 21

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
大府市	市民協働部 環境課	0562-45-6223	直通	0562-47-9996
住所	〒474-8701 大府市中央町5-70		担当者氏名	光部 大輔
URL	https://www.city.obu.aichi.jp/	E-mail	kankyo@city.obu.lg.jp	

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	一般地域	特定地域	撤去費（みなし浄化槽又はくみ取り便槽の転換に伴う）
5人槽	332,000	—	90,000
7人槽	414,000	—	
10人槽	補助しない	—	
11人槽以上	補助しない	—	

(2) [令和4年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
3	1						4

前年度実績基数（6基）

(3) [補助対象地域]

・次の地域を除く地域

- ①下水道整備計画区域。ただし、下水道整備計画区域であっても、水質汚濁防止法第14条の6第1項に規定する生活排水対策重点地域（境川流域）内で、7年以上下水道の整備が見込まれない地域は除く

(4) [特定地域の有無] 有（境川流域）

(5) [補助対象条件]

・処理対象人員が7人以下の浄化槽に転換を行う者

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
 ②専用住宅の新築又は全部を改築する事に伴い浄化槽を設置する者
 ③住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
 ④国及び地方公共団体
 ⑤販売の目的で浄化槽を設置する者
 ⑥その他市長が適当でないと認める者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書両面の写し（受付印のあるもの）又は浄化槽調書及び建築確認済証の写し
 ②小規模合併処理浄化槽処理対象人員緩和願の写し（転換に伴い浄化槽の人員を緩和する場合に限る）
 ③工事請負契約書の写し
 ④排水経路図
 ⑤設置場所の案内図
 ⑥浄化槽設置工事見積書の写し（同時にみなし浄化槽又はくみ取り便槽を撤去する場合は撤去処分費用がわかる見積書の写しを含む）
 ⑦型式適合認定書（仕様書及び図面を含む）
 ⑧全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理表（C票）の写し
 ⑨浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
 ⑩住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
 ⑪「小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会」修了書又は昭和63年度以降に資格を有した浄化槽設備士免状の写し
 ⑫既設のみなし浄化槽又はくみ取便槽の写真（全景及び内部）
 ⑬その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

・提出期限：完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日

- ①浄化槽法10条の規定に基づく浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検及び清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）

- ②浄化槽法定検査依頼書の写し
- ③施工の写真
- ④撤去したみなし浄化槽又はくみ取便槽の写真
- ⑤浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑥浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽の撤去を伴う場合に限る）
- ⑦浄化雄管理士免状の写し（維持管理を業者委託しない場合に限る）
- ⑧浄化槽設置工事請求書及び領収書の写し（みなし浄化槽又はくみ取り便槽を撤去した場合は撤去処分費用が分かる請求書及び領収書の写しを含む）
- ⑨みなし浄化槽の最終清掃実施記録の写し（みなし浄化槽の撤去を伴う場合に限る）
- ⑩浄化槽設備士が証するチェックリスト
- ⑪その他市長が必要と認める書類

(9) 【 その他 】

- ①既設みなし浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限7万5千円（工事費の2/3以内）の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください